適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	収:	、 _{受印} 、	\																														1,	/	2]
令和] :	年	F]	日				IJ				_	=	736		. 00	201	1)												_					
							(本	法 / た	又の店る所)	易 合 く 務		⊗	(法)	730 人の場 (郡)	合の	りみな	表	される	ます)																
						"			y y				\vdash										(1	電話	番-	号	08	2_	_	84	17	_		264	-8)
							納		移	Ź		地	5		736 【都》			-		6-2	2															
						請		(フ	IJ	ガ	ナ)	_	りごう	/ キカ゛	イシ	þΙ	۲I)	7				(1	電話	番-	号	08	2_	_	84	<u> 17</u>			<u> 264</u>	-8)
							氏	名	又	は	名	称	∣⊗ ∤	左斜	会	社	栄	縁																		
						者		フ	IJ	ガ	ナ)	1	15 2	アンヤ																_		_			
	海田		秘多	女 罗.	長殿		()		人 <i>の</i> : 者					京	健t	也																				
_			. 10645	77-19.	IX 175X		法		人	番	E.	号	4		2		4		0		0	0		1		0		4		7		3		9		2
公表 1 2 な	される 申請え 法 よ、.	ま替(上	ト。 ○氏名 へ格σ 己1及	5又 <i>(</i> ひない ひび:	は名 い社 2 の	次称団ほ用の等かし	を除 、登	く。 録番)に :号及	こあ・	って 登録	は、 :年月	本月日	に店 が :	又は 公表	主さ	たるれま	う事	務局	折の	所	在地	1												— §	ジで
(平成 ※	28 当 i	年法 该申	律第請書	等15 皆は	格請 号) 、所 月30	第 5 得 移	5 条 2 法	の り 等の	l定 一	に 』 部 を	たる : 改	改 正	正行する	多の3法	消	費	税	法第	第57	7条	\mathcal{O}	2 舅	等 2	項	の	規定	包に	こよ	; ŋ	申	請	し	ます	广。	
						特定て令												,場	合	は~	令乖	Д 5	年	6 月	30	日)	まっ	でに	۲. ک	の	申言	清言	書を	:	出
							3	<u>-</u> のF	申請	書を	提出	まする	5時	点に	こおし	ハて	-	該当	す.	る事	業	者の	区分	分に	応〕	ž,		こレ	/印:	を付	し	てく	ただ	`さv	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
事	業		者		区	分							\bigvee	誹	Ŗ税	事	業者	占							Ġ	包移	事	業	者							
									寒 「羞 皆 の 辞																							は、	. <i>&</i>	、葉	Г	色税
判定 合このか	により 令和 ! 申請書 った ?) 調 5 年 と と	税 第 6 提出 で に つ	業者 30日 けるこ き困	・とす ことす 1難な		7																													
税	理		士		署	名		·理: 锐理:	 上法. 十	人	長行	谷川	会	計																						
176	~=				13	711																	(1	電話	番	号	08	2	_	2	72	_		586	8)
※ 税	整理番号						部番				申	請る	年 丿	月日				4	年		月		目	通		言	年	1	月		F		確認			
署処	入力	- カ	処 廷	E		年		月	-		番号 確認						∤元 雀認		コ ii		f	確書		個人 その 			· ド/	通知	ロカ ^ニ 	- K •	運輸	 	午証 <u>)</u> 			
理欄	登金	录	番号	- - - -	1	<u> </u>	1	1			1						1														_					

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 株式会社 栄縁									
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改 (平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	者								
事	個 人 番 号									
業	事 生年月日(個	月日								
者	(本) 人) 又は設立 年月日 (内) 年月日(法人) 年月日	月 日 ————————————————————————————————————								
の	等事業內容									
確	□ 課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け									
認	ようとする事業者 令和 年	月日								
登	課税事業者です。									
量 録	-									
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	□ いいえ								
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい [□ いいえ								
	·									
参										
考										
事										
項										